災害復旧工事の現場代理人の常駐に関する特記仕様書

（適　用）

第１条　この特記仕様書は、今治市が発注する災害復旧工事に適用する。

（現場代理人の兼務の申請）

第２条　請負者（以下「乙」という。）は、複数の災害復旧工事を受注している場合で、それぞれの災害復旧工事の請負金額がいずれも４，０００万円未満であり、かつ、当該工事の現場が近隣に存在し（各現場間を概ね３０分程度で移動が可能であること。）、同一の現場代理人が管理する上で支障がないと認められるときは、それぞれの災害復旧工事ごとに、様式１により現場代理人の兼務を発注者（以下「甲」という。）に申請することができる。

（現場代理人の兼務に係る承認）

第３条　甲は、乙の申請に基づき、当該申請に係る各災害復旧工事の現場間の移動時間及び距離、施工形態等を勘案して、現場代理人の兼務について承認の適否を決定する。

（承認通知）

第４条　甲は、現場代理人の兼務について承認する場合には、速やかに乙に通知するものとする。

（現場代理人が兼務する工事に対する報告義務）

第５条　甲が現場代理人の兼務を認めた工事について、工事現場の安全確保を図るため、乙は、施工管理の状況を甲に報告しなければならない。

　また、乙は、当初、兼務工事でなかったものが、その後の受注により兼務工事となった場合は、兼務承認を得た旨を当該工事の監督員に報告しなければならない。